7

らい予防法の廃止と裁判

- → 療養所に住んでいても、病気は治っている人がほとんどでした。でも、心後者を療養所に入れ続けることをきめていた「らい予防法」は残ってしまい、1996年にやっと廃止されたのです。
- → 喧復者たちは、自分たちを家族から無理やり引き離して療養所に入れてしまったことや、療養所の中でひどい生活をさせたことを政府や療養所に謝ってもらおうと、裁判を起こしました。

★ 裁判は回復者たちが勝ち、政府は謝って、ハンセン病への偏見や

差別をなくすために努力 すると約束しました。

◆ その後、回復者の家族たちが隔離政策の被害をうったえる裁判を起こして勝訴し、政府は家族に謝罪しました。



国の控訴断念を求める回復者と支援者 (全国ハンセン病療養所入所者協議会提供 2001年)